

事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料について（任意）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和 3 年 11 月 8 日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に考慮いたします。

希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式 3-2 による表明書をご提出ください。

（留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は 3 %、中小企業等は 1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に考慮いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）いただきます。
4. すでに本表明書を当該年度中に NEDO へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。